



公正取引委員会
Japan Fair Trade Commission



**実効的な独占禁止法コンプライアンスプログラムの
整備・運用のためのガイド
(概要版)**

**令和5年12月
(改訂：令和7年6月)
公正取引委員会**



公正取引委員会
Japan Fair Trade Commission



本ガイド全体の概要

本ガイドの趣旨・目的及び特徴等

趣旨・目的

- 我が国の市場における公正かつ自由な競争を促進していくためには、個々の企業等が独占禁止法に関するコンプライアンスを推進することにより、競争的な事業活動が自律的に行われる環境を実現していくことが必要。
- 個々の企業が実効的な独占禁止法コンプライアンスプログラム※¹を整備・運用する際に参考となるベストプラクティスを整理したガイド※²を作成・公表することとした。

特徴

「公正取引委員会による過去の実態調査等の結果」や、「各国・地域競争当局等が作成・公表している同様のガイド」等を参考に、実効的な独占禁止法コンプライアンスプログラムの構成要素やその意義・本質・留意点等を網羅的・体系的に整理。

左記実態調査等において実施したアンケート及びヒアリングでみられた、独占禁止法コンプライアンスに積極的に取り組んでいる企業等の「生の声」を好取組事例として紹介。

※¹ 企業が独占禁止法に違反するリスクや独占禁止法に違反した場合に負担することとなる不利益を適切に回避・低減するための仕組み・取組。

※² 例えば、グリーン社会の実現に向けた事業者等による共同の取組については、別途、公正取引委員会が公表している「グリーン社会の実現に向けた事業者等の活動に関する独占禁止法上の考え方」（令和6年4月24日）を参照されたい。

実効的な独占禁止法コンプライアンスプログラムを整備・運用するメリット

独占禁止法違反リスクや独占禁止法に違反した場合に負担することとなる不利益の回避・低減のほか、

- 独占禁止法コンプライアンスを重視する意識及び組織風土の醸成。
- 他企業との競争による良質な商品・役務の開発・販売、企業の持続的な成長・発展。
- 役職員の誇りや自信、働きがい、企業への帰属意識・貢献意欲の向上。
- 企業としての評判やブランドイメージの向上、ステークホルダーからの信頼等の向上。 ...など

★ 独占禁止法コンプライアンスプログラムは、「法令遵守ツール」や「リスク管理ツール」としての機能だけでなく、「企業価値の維持・向上ツール」としての機能も有する。



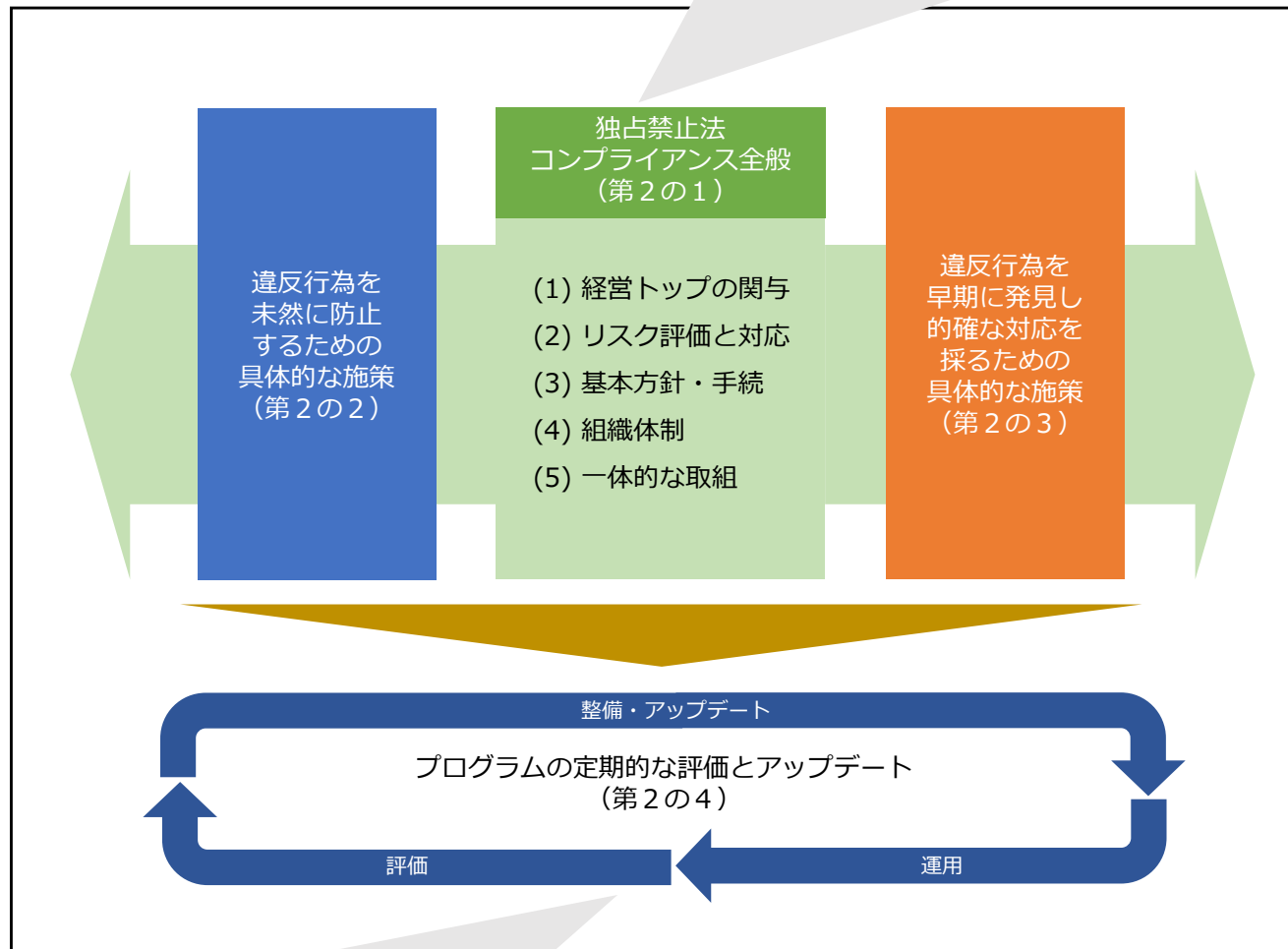
実効的な独占禁止法コンプライアンスプログラムの全体像



公正取引委員会
Japan Fair Trade Commission

★ ポイント①

- 「独占禁止法コンプライアンス全般」（第2の1）は、「違反行為を未然に防止するための具体的な施策」（第2の2）及び「違反行為を早期に発見し的確な対応を採るための具体的な施策」（第2の3）の全てに関係する要素。
- 第2の2及び3の施策に取り組む際には、第2の1の各要素を踏まえることが重要。



★ ポイント③

- 各企業が直面している独占禁止法違反リスクは、各企業の事業内容や業界慣行、競争事業者、規制環境の変化等によって時々刻々と変化し続けているため、第2の1ないし3の各要素の実効性等を定期的に評価し、アップデートすることが重要。

★ ポイント②

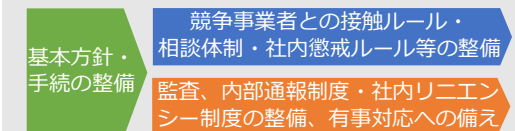
- 具体的な施策については、自社の実情や独占禁止法違反リスクに応じ、費用対効果が高いと思われる項目から優先的に取り組み、段階的に取組の範囲を広げていくことが重要。

<中小企業等における段階的な取組の一例>

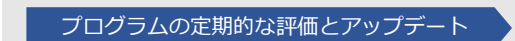
【フェーズ1】



【フェーズ2】



【フェーズ3】



実効的な独占禁止法コンプライアンスプログラムの構成要素



公正取引委員会
Japan Fair Trade Commission

項目			ポイント
独占禁止法 コンプライアンス 全般 (第2の1)	(1)	経営トップのコミットメントとイニシアティブ	➤ 経営トップの本気度を社内外に明示し独占禁止法コンプライアンスを重視する組織風土を醸成。
	(2)	自社の実情に応じた独占禁止法違反リスクの評価とリスクに応じた対応	➤ 独占禁止法違反リスクが高い領域に重点的にリソースを配分し効率的に取組を推進。
	(3)	独占禁止法コンプライアンスの推進に係る基本方針・手続の整備・運用	➤ 独占禁止法コンプライアンスの基本方針・手続を社内規程等として明確化し役職員に浸透。
	(4)	組織体制の整備及び十分な権限とリソースの配分	➤ 組織体制の明確・体系的な整理及び十分な権限とリソースの配分により実効的に取組を推進。
	(5)	企業グループとしての一体的な取組	➤ グループ単位で一体的に独占禁止法コンプライアンスを推進。
違反行為を 未然に防止 するための 具体的な施策 (第2の2)	(1)	競争事業者との接触に関する社内ルール等の整備・運用	➤ 競争事業者との価格等の重要な競争手段である事項についての接触・情報交換の禁止や競争事業者との接触に係る申請・承認・報告等により違反行為への関与を防止。
	(2)	独占禁止法に関する社内研修の実施	➤ 研修を効果的に実施し独占禁止法コンプライアンスの重要性に関する役職員の理解を促進。
	(3)	独占禁止法に関する相談体制の整備・運用	➤ 違反行為への該当可能性に関する相談体制の整備・運用により違反行為への関与を防止。
	(4)	独占禁止法違反に関する社内懲戒ルール等の整備・運用	➤ 違反行為への関与等が懲戒処分の対象となることを明示し違反行為を抑制。
違反行為を 早期に発見し 的確な対応を 採るための 具体的な施策 (第2の3)	(1)	独占禁止法に関する監査の実施	➤ 独占禁止法に関する監査を定期的の実施し違反行為の発見を促進。
	(2)	内部通報制度の整備・運用	➤ 実際に役職員に活用される内部通報制度の整備・運用により違反行為に関する通報を促進。
	(3)	独占禁止法に関する社内リエンジニアリング制度の導入	➤ 違反行為への関与を自主的に申告した場合の懲戒処分の減免を認め自主的な申告を促進。
	(4)	独占禁止法違反の疑いが生じた後の的確な対応	➤ 課徴金減免制度及び調査協力減算制度の活用を視野に入れた適切な対応を迅速に実施。
プログラムの定期的な評価とアップデート (第2の4)			➤ 定期的に独占禁止法コンプライアンスプログラムの実効性を評価・アップデート。

⇒ 次頁 (P.5) 以降、各項目の詳細について説明。



公正取引委員会
Japan Fair Trade Commission



実効的な独占禁止法コンプライアンスプログラムの個々の 構成要素の詳細

実効的な独占禁止法コンプライアンスプログラムの構成要素

－独占禁止法コンプライアンス全般（第2の1）



公正取引委員会
Japan Fair Trade Commission

(1) 経営トップのコミットメントとイニシアティブ

- 経営トップは、いかなる独占禁止法違反も許容しない旨の明確なメッセージを定期的かつ継続的に社内外に発信・伝達するとともに、各取組の担当部門又は担当者に必要な権限とリソース（予算・人員・設備等）を配分するなど、独占禁止法コンプライアンスプログラムの整備・運用に本気で取り組んでいることを自身の行動でも示すことが重要。

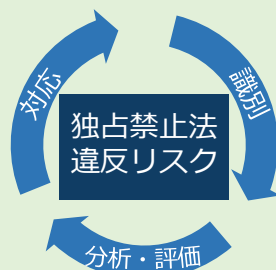
【好取組事例】

- ・ 独占禁止法違反事件が発生してから約10年が経った今でも、経営トップから、いかなる独占禁止法違反行為も許容しない旨のメッセージが年に数回程度自身の言葉で発信されており、独占禁止法コンプライアンス推進活動の後押しになっている。
- ・ 一部の事業部門においては、談合をしなければ成り立たないといった意識があったが、「談合をしなければ成り立たない事業であれば廃止もやむを得ない。」との強いメッセージを経営トップ自ら全社員に向けて発出したことにより、この意識が大きく変わった。
- ・ 独占禁止法を遵守して競争に正しく取り組むことの重要性をうたった指針をグループ経営トップ自らが発案して策定し、毎月1回、グループ各社の経営幹部が参加する会議で唱和している。子会社経営トップも自社の朝礼等で指針を踏まえたメッセージを発信している。
- ・ 全世界の従業員に対し、日本語、英語、中国語及びドイツ語で、競争法コンプライアンスに関するビデオメッセージを配信している。

...など

(2) 自社の実情に応じた独占禁止法違反リスクの評価とリスクに応じた対応

- リスクベースアプローチにより、限られたリソースを独占禁止法違反リスクが高い領域に重点的に配分することが重要。



リスクの識別

- ✓ 自社が独占禁止法違反行為に関与することとなる具体的なシナリオを想定し、各企業が直面している独占禁止法違反リスクを洗い出す。

リスクの分析・評価

- ✓ リスクが発生する可能性とリスクが発生した場合の影響の大きさの観点からリスクの重要性を分析・評価する。

リスクの重要性
＝発生可能性×影響の大きさ

リスクへの対応

- ✓ 重要なリスク（発生する可能性が高く、発生した場合の影響が大きいリスク）に重点的に対応。

【好取組事例】

- ・ 全社的なリスク評価プロセスにおいて、独占禁止法違反リスクを「ロックアウトファクター」（顕在化すると事業遂行自体に大きな影響が生じる要素）として位置付けて対応に取り組んでいる。
- ・ まず、独占禁止法違反行為の類型（カルテル・談合・優越的地位の濫用等）をリスクとして分類し、当社のビジネスにおける違反行為類型別のリスクの発生可能性と影響度を検討している。次に、取扱製品・サービスごとに、競争環境や市場特性に基づき、リスクの発生可能性が高い分野を特定し、拠点や国ごとのリスク要因も考慮し、リスクマップを作成している。その上で、独占禁止法違反リスクは、営業部門や調達部門等、部門によって異なるため、各部門に特有のリスク要因に応じた評価を実施している。リスク評価については定期的に見直しており、また、リスク管理の方法や評価基準についても業界動向や法改正の状況を踏まえ更新している。

...など

実効的な独占禁止法コンプライアンスプログラムの構成要素 －独占禁止法コンプライアンス全般（第2の1）



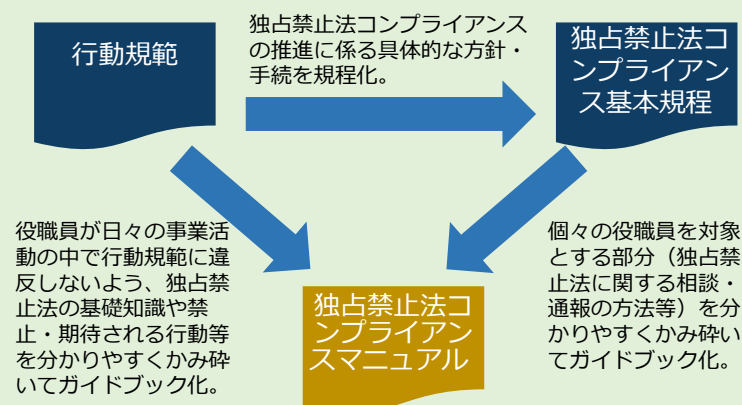
公正取引委員会
Japan Fair Trade Commission

(3) 独占禁止法コンプライアンスの推進に係る基本方針・手続の整備・運用

- 独占禁止法コンプライアンスに関する基本方針・手続を以下の社内規程等として明確化した上で、役職員に浸透させることが重要。

＜独占禁止法コンプライアンスに関する社内規程等の例＞

行動規範	✓ 企業が倫理的かつ誠実に事業活動を遂行するために当該企業に属する全役職員が最低限遵守しなければならない事項を定めたもの。 ✓ カルテル・談合には一切関与しない旨等を明記。
独占禁止法コンプライアンス基本規程	✓ 独占禁止法コンプライアンスプログラムの整備・運用に係る基本方針・手続を包括的に定めた社内規程。 ✓ 独占禁止法コンプライアンスプログラムの目的・適用範囲のほか、本ガイドの各項目の整備・運用に関する事項を規定。
独占禁止法コンプライアンスマニュアル	✓ 独占禁止法コンプライアンスに関する知識や留意事項等を分かりやすく整理したガイドブック。 ✓ 主に独占禁止法に関する高度な専門知識を有していない役職員を対象とした独占禁止法コンプライアンスの浸透ツール。



【好取組事例】

- 独占禁止法違反事件の発生後、当社の事業の原点に立ち返るべきであるとの考えの下、当社の理念や価値観を整理した上で、役職員が日々の業務の中で判断に迷った時によりどころとなる基準として、法令を遵守して公正な事業活動を行うことを含む行動規範を策定した。
- 独占禁止法コンプライアンス基本規程に基づき独占禁止法コンプライアンスプログラムを策定するとともに、同規程においてプログラムを整備・運用していくために必要な事項を網羅的に規定している。
- 実際に起こり得る場面・事例に即して、実施すべき事項、実施してはならない事項、注意点を明確にしたマニュアルを冊子にして全役職員の手元に配布し、すぐに内容を確認することができるようになっている。
- 全世界で共通の行動規範を策定し共有するため、海外子会社の法務担当者の意見も取り入れつつ、独占禁止法の遵守に係る項目を含む行動規範を策定した。また、海外子会社の法務担当者の声を受けて、行動規範を更に具体化するものとして、各国競争法の基本コンセプトの部分だけを抽出した全世界共通のポリシーも策定した。いずれも各国の言語に翻訳され、展開されている。...など

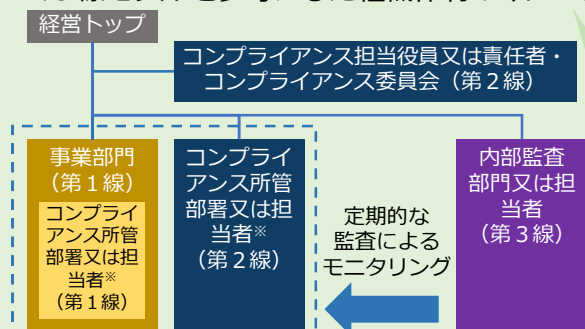
実効的な独占禁止法コンプライアンスプログラムの構成要素

－独占禁止法コンプライアンス全般（第2の1）

（4）組織体制の整備及び十分な権限とリソースの配分

- 自社の実情や独占禁止法違反リスクに応じ、独占禁止法コンプライアンスの取組に関する責任（業務分掌）を明確かつ体系的に整理し、各取組の担当部門又は担当者（第1線）に十分な権限とリソース（予算・人員・設備等）を配分することが重要。

＜3線モデルを参考にした組織体制のイメージ＞



- 3線モデルを参考にしつつ、以下のような組織が整備されることが重要。
- ✓ 全社的な取組の推進のためのコンプライアンス担当役員又は責任者（第2線）
 - ✓ 取組の進捗状況等の報告・審議等のためのコンプライアンス委員会（第2線）
 - ✓ 実働部隊としてのコンプライアンス所管部署又は担当者（第1線・第2線）
 - ✓ 専門部隊としての独占禁止法コンプライアンスの専任部署又は担当者（第1線・第2線）
 - ✓ 第1線及び第2線の取組をモニタリングするための内部監査部門又は担当者（第3線）

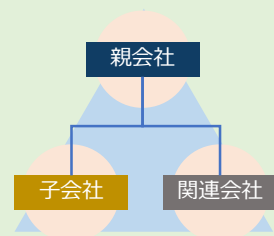
※ 独占禁止法違反リスクが特に高い企業等では、独占禁止法コンプライアンスの専任部署又は担当者を設置することも望ましい。

【好取組事例】

- ・ 法務・コンプライアンス部門長を役員とすることにより、同役員が経営トップに対して直接報告することができるようになり、社内への影響力が高まる効果があった。
- ・ 社外取締役・社外監査役が大多数を占めるコンプライアンス委員会において独占禁止法コンプライアンスプログラムの運用状況を管理・監督しており、必要に応じて助言や勧告を行っている。
- ・ 独占禁止法コンプライアンスを専門的に扱う部署を設置して専従職員を配置し、独占禁止法関連の情報収集や教育・研修活動、相談対応業務等の独占禁止法コンプライアンスの推進に関する業務を専門的に実施している。
- ・ 法務部員を各事業部に1人ずつ物理的に張り付けており、各担当者において、各事業部の独占禁止法違反リスクを検討し対応している。
- ・ 内部監査経験者の中途採用を強化したり、社外のコンサルタントを起用したりして、内部監査に社外の目を取り入れている。...など

（5）企業グループとしての一体的な取組

- 独占禁止法コンプライアンスプログラムは、グループ単位で一体的に整備・運用しつつ、当該企業グループに属する個々の企業でも自社の実情に応じて整備・運用することが必要。



【好取組事例】

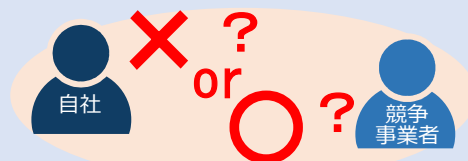
- ・ 本社のプログラムを「幹」としてグローバルに展開し、海外子会社等は本社のプログラムを現地の実情に応じてカスタマイズしている。
- ・ 当社以外に支配的な株主がいる関連会社は、当社の取引先・業務委託先である場合が多いため、当社のサプライヤー行動規範により独占禁止法の遵守を求めている。...など

実効的な独占禁止法コンプライアンスプログラムの構成要素 －違反行為を未然に防止するための具体的な施策（第2の2）

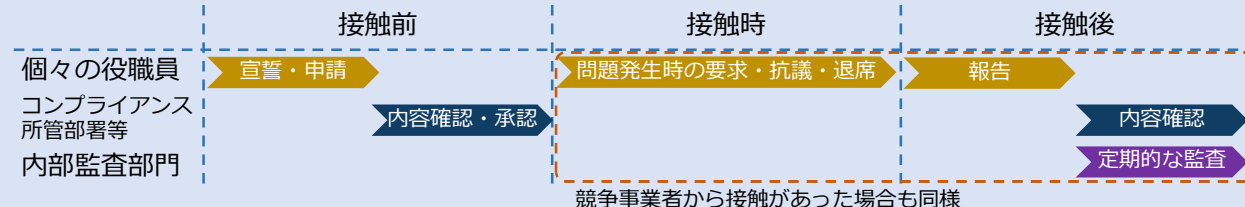
（1）競争事業者との接触に関する社内ルールの整備・運用

➤ 独占禁止法違反リスクの回避・低減のため、競争事業者との接触に関する社内ルールの整備・運用が重要。

＜競争事業者との接触ルールの整備＞



＜競争事業者との接触に係る申請・承認・報告等のルールの整備＞



【好取組事例】

- 合理的な必要性のない競争事業者との接触を全社一律に禁止するとともに、やむを得ず競争事業者と接触する場合には、各事業部門内の独占禁止法コンプライアンスの責任者に事前に申請し承認を得ること、接触後は記録を作成し提出することを原則としている。他方で、リスクが低い部門への過剰な制約にならないよう、各部門において細則を策定し、事前申請又は事後報告を省略できるようにしている。
- 競争事業者が出席する会合に参加した際に独占禁止法上問題となり得る話題が持ち出された場合、これを話題としないことを要求し、要求が受け入れられないときには抗議して退席すること等をルールに規定した。

（2）独占禁止法に関する社内研修の実施

- 役職員の興味・関心を効果的に引き立て、役職員の心に残るような内容・形式の研修を行うことが重要。
- 研修の受講対象者、内容・形式、実施方法、実施時期、実施頻度等は、自社の実情や独占禁止法違反リスクに応じ、適切にカスタマイズされていることが重要。
- 独占禁止法コンプライアンスに関して相応の知見・経験を有する研修講師の選任や理解度テストの実施等、役職員の理解度の向上に向けた工夫をすることが重要。

【好取組事例】

- 役員、独占禁止法違反リスクが高い部門の従業員及び一般従業員の3つの階層に分けて独占禁止法研修を実施しており、役員には、独占禁止法の全違反行為類型について網羅的に理解してもらうため、社外弁護士による対面での講義を実施している。
- 過去の独占禁止法違反事件を題材にしたドラマを作成し、新入社員には必ず見せている。ドラマでは、当時社内でも起きた出来事を克明かつ迫真的に描写しているほか、違反による制裁等の内容についても説明している。また、ドラマとは別に、素人でも簡単にアニメーション動画を作成できるサービスを用いて独占禁止法について短時間で解説する動画を作成し、社内イントラネットに掲載している。
- 公正取引委員会の立入検査を受けた事業部門の部門長において、当社の事業の仕組みについて解説した上で、当該事業の何が独占禁止法上問題となったのかを解説したところ、受講者の理解が向上した。
- 法務部門において知識不足を感じた分野があれば、少人数のワークショップ形式で、当該部門の担当業務に即した研修を実施している。
- eラーニングの最後に理解度を測るための確認問題が出題され、一定の点数に達しないと受講完了ならず、採点結果も記録される。
- 研修内容のマンネリを防ぐため、独占禁止法に関する最新の法改正や違反事例に基づき講義資料や講義内容を毎年アップデートするなどの工夫をしたことで、従業員の独占禁止法に対する理解が深まった。

実効的な独占禁止法コンプライアンスプログラムの構成要素 －違反行為を未然に防止するための具体的な施策（第2の2）



公正取引委員会
Japan Fair Trade Commission

(3) 独占禁止法に関する相談体制の整備・運用

- 自身の行動が独占禁止法違反行為に該当する可能性があるか否かの判断に悩んだ場合に、ためらうことなく適切なタイミングで独占禁止法コンプライアンスの所管部署又は担当者等に相談することができる体制が整備・運用されていることが重要。
＜相談体制の整備・運用に関する工夫の例＞

他者に相談しやすい文化や組織風土の醸成のための工夫

- ✓ 独占禁止法に関する悩みや懸念があれば、必ず他者に相談することを経営トップのメッセージや行動規範等で奨励。

相談窓口の利便性の向上のための工夫

- ✓ 電話・FAXやメール、社内イントラネット等の相談フォーム、対面、Web会議システムなど、相談手段を拡充。

相談窓口の認知度の向上のための工夫

- ✓ 相談窓口の担当部署名や担当者名、相談窓口の利用方法、相談受付後の処理・対応プロセス、回答に要する期間の目安等を役職員に周知。

相談窓口の信頼度の向上のための工夫

- ✓ 必要に応じて機密性の確保にも留意。
- ✓ 相談に対して迅速かつ丁寧に対応し、現場の事業部門等と適切な信頼関係を構築。

相談に対し適切に判断するための体制面の工夫

- ✓ 相談者からの独立性、独占禁止法に関する専門性を有している者が相談に対応。
- ✓ 専門的判断が必要とされる場合に備えて、適宜弁護士等の専門家をリストアップ。

【好取組事例】

- 法務部門に営業経験者を配置することで、営業部員が法務部員に相談しやすい環境を構築することができた。また、法務部門内で相談事項について検討する際にも、営業現場の実態を踏まえた検討ができ、説得力をもたせた回答内容とすることができている。
- 営業部門が相談に来た際は、法務部門としてなるべく一緒に解決策を見つけないという姿勢で取り組んでおり、「危ないからダメ。」と言ってしまえば手間は掛からないが、それでは営業部門は相談してくれなくなるため、適法・違法の判断はもとより、収益を上げるための方策を一緒に考えるようにしている。...など

(4) 独占禁止法違反に関する社内懲戒ルール等の整備・運用

- 違反行為への関与及び違反行為の未然防止・早期発見のための取組を不当に怠ることが懲戒処分の対象となることや、懲戒権者・懲戒手続・懲戒処分の内容を決定する際の基準等について、あらかじめ懲戒規程等で明確に定め、役職員に適切に周知し、公平に適用することが重要。
- 違反行為の未然防止・早期発見のための取組への協力を役職員の利益に結び付けるインセンティブ制度の導入も考えられる。

【好取組事例】

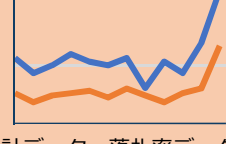
- 会社法上の役員については、役員報酬に係る基本方針において、重大な不正・コンプライアンス違反が生じた場合の業績連動報酬の返還等に関する方針（クローバック・マルス条項）を定めている。
- 違反行為を行った者、行わせた者、違反行為を見過ごした者等を懲戒処分とすることを社内規程に明記し社内でも周知したところ、上司が部下とよくコミュニケーションを取り、違反行為が行われていないかチェックするようになった。
- 過去に適用実績はないが、通報その他の手段により不正行為等の発見に貢献し会社の損害を未然に防止した従業員（不正行為等の関与者を除く。）や、社内活動を通じ不正行為等の防止に顕著な成果を挙げた従業員に対して報奨金を付与する制度が存在している。...など

実効的な独占禁止法コンプライアンスプログラムの構成要素 －違反行為を早期に発見し的確な対応を採るための具体的な施策（第2の3）

(1) 独占禁止法に関する監査の実施

- 独占禁止法違反行為の発見のため、第1線の事業部門や第2線のコンプライアンス所管部署又は担当者から独立した立場の内部監査部門又は担当者が独占禁止法に関する監査を定期的に行うことが重要。

＜監査の実施項目のイメージ＞

関連文書、証拠・証拠の確認	メール等のキーワード検索	アンケート・ヒアリング	データ分析
 ✓ 契約書・覚書等 ✓ 各種議事録等 ✓ 競争事業者との接触に係る申請・承認・報告等 ✓ 旅費交通費・交際費等に関する請求書・領収書等	 PC スマートフォン	 アンケート ヒアリング	 会計データ・落札率データ等

【好取組事例】



- ・ 競争事業者との接触ルールの遵守状況について、各事業部門における自主点検と法務部門における抜き取り検査を実施している。
- ・ 法務部門において営業日報の監査を実施しており、独占禁止法上の疑念があるものにはコメントを付してフィードバックしている。
- ・ 入札に参加した公共工事の落札率を毎月チェックし、落札率90%以上の場合には応札価格の決定プロセスを調査している。 ...など

(2) 内部通報制度の整備・運用

- 令和2年改正公益通報者保護法への対応を前提に、内部通報制度が役職員に認知され、実際に活用されることが重要。
＜内部通報制度の活用に向けた工夫の例＞

声を上げやすい文化や組織風土の醸成のための工夫	通報窓口の利便性の向上のための工夫	通報窓口の認知度の向上のための工夫	通報窓口の信頼度の向上のための工夫
✓ 独占禁止法違反の事実を見聞きした際に適切な窓口で報告・相談することを経営トップのメッセージや行動規範等で奨励。	✓ 社外の法律事務所等への通報窓口の設置、通報手段の拡充（電話・FAX・メール・社内イントラネットの通報フォーム・郵送等）、匿名通報の許容。	✓ 通報窓口の担当部署名や担当者名、通報窓口の利用方法、通報受付後の処理・対応プロセス等を役職員に周知。	✓ 通報に関する秘密の厳守。 ✓ 通報者への不利益取扱いの禁止。 ✓ 全ての通報の適切な処理、役職員へのフィードバック。

【好取組事例】



- ・ 令和2年の公益通報者保護法の改正等、法改正や社会情勢の変化に合わせて内部通報制度を見直している。
- ・ 問題提起を歓迎する組織風土作りのため、提起された問題は必ず真正面から受け止める旨のメッセージを経営トップが発信している。
- ・ 自社の内部窓口だけでは通報しにくい実態があったため、弁護士事務所等の外部窓口も設置した結果、通報件数が大幅に増加した。
- ・ 独占禁止法違反行為が内部通報の対象になることや通報先について、独占禁止法コンプライアンスマニュアルに明記して周知している。
- ・ 社内規程において、通報者の秘密の厳守、通報者探しの禁止、通報による解雇等の不利益な取扱いの禁止を規定するとともに、これらの規定に対する違反があった場合の救済措置を規定している。 ...など

実効的な独占禁止法コンプライアンスプログラムの構成要素 －違反行為を早期に発見し的確な対応を採るための具体的な施策（第2の3）



公正取引委員会
Japan Fair Trade Commission

(3) 独占禁止法に関する社内リニエンシー制度の導入

- 違反行為の関与者に自主的な申告及び社内調査への協力のインセンティブを付与するため、自らの関与を自主的に申告し社内調査に協力した場合に懲戒処分の減免を認める社内リニエンシー制度を導入することが望ましい。
- 社内リニエンシー制度を導入する場合、懲戒処分の減免の条件及び内容を社内規程等で明確化した上で、役職員に適切に周知することが望ましい。

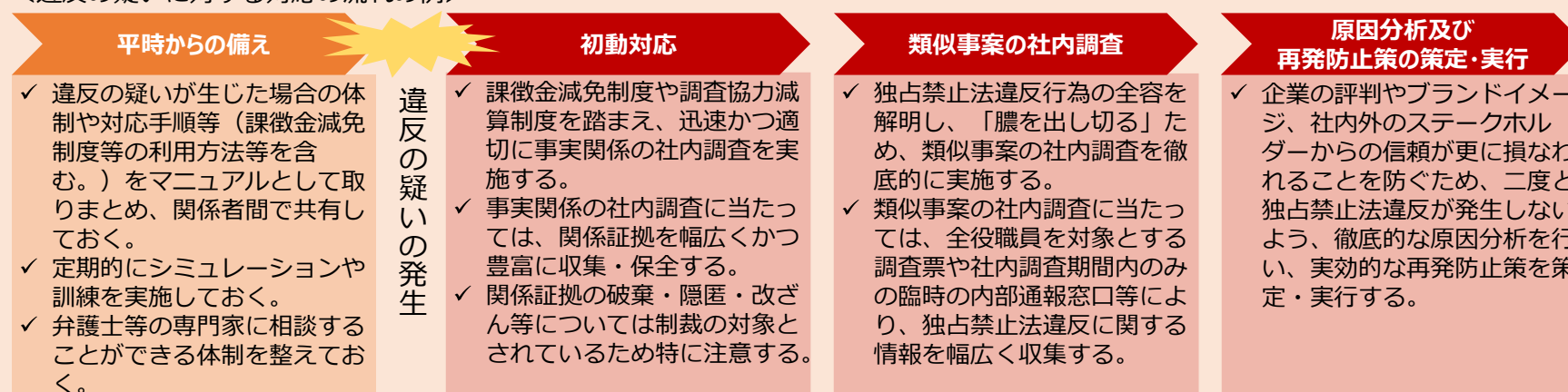
【好取組事例】



- ・ 違反行為について自主的に申告した者が会社への協力義務を果たし、申告した情報が損害の軽減に寄与した場合には、自主申告時期や提供された情報の価値（新規性等）、損害軽減への寄与度を考慮して、懲戒処分の減免を受けることができる旨を社内規程に規定している。
- ・ 違反行為の関与者等から通報があった場合、最初に通報を行った者に対しては懲戒処分を免除することができることとしている。...など

(4) 独占禁止法違反の疑いが生じた後の的確な対応

- 以下のような流れで課徴金減免制度や調査協力減算制度の活用を視野に入れた適切な対応が迅速に行われることが重要。
＜違反の疑いに対する対応の流れの例＞



【好取組事例】



- ・ 有事の際に従業員が証拠隠滅等を行うことがないように、分かりやすい表現で記載したマニュアルを作成し、周知している。
- ・ 違反の疑いが生じた際には、直ちに関係証拠の収集・保全を行い、当局の調査に真摯に対応することとしている。
- ・ 社内で独占禁止法違反の疑いが生じた後の社内調査において、経営トップが「独占禁止法違反行為によって得た利益は不要である。信頼回復のために膿を出し切る。」とのメッセージを発信するとともに、独占禁止法違反行為を自主的に申告した場合には懲戒処分を減免する旨を周知した。こうした取組が内部通報へのハードルを下げることにもつながり、早期の課徴金減免申請につながった。...など

実効的な独占禁止法コンプライアンスプログラムの構成要素 －プログラムの定期的な評価とアップデート（第2の4）



公正取引委員会
Japan Fair Trade Commission

プログラムの定期的な評価とアップデート（第2の4）

➤ 定期的に独占禁止法コンプライアンスプログラムの実効性を評価し改善すべき点があればアップデートしていくことが重要。

【好取組事例】



- 監査において独占禁止法コンプライアンスプログラムの遵守・運用状況を確認した上で、不備があれば被監査部署が必要な是正・改善を行うとともに、他の部署にも是正・改善策を水平展開することで、談合排除に向けたPDCAサイクルを回し続けることができています。
- プログラムの整備・運用状況については、独占禁止法コンプライアンス基本規程に基づき、外部コンサルタントを起用して第三者的な立場からの確認・助言も受けている。
- 年に1回、全役職員を対象としたコンプライアンスアンケートを実施しており、独占禁止法違反が起こらないように自ら行動している役職員の割合が前年比で約18ポイント向上した。
- コンプライアンスアンケートについて、他部門と比較して相対的に回答結果が悪かった部門には、担当役員の責任において自主的に是正・改善するよう促している。...など

アルゴリズムの活用に伴うカルテルなどの独占禁止法違反リスクへの対応（第2の1(2)に記載を追加）

➤ アルゴリズムの活用に伴う独占禁止法違反リスクについても識別・分析・評価した上で対応方針を検討・決定していくことが重要。

【好取組事例】



- ・ ECサイト運営部門において価格調査システムを利用しているが、独占禁止法上の問題が生じないよう、ECサイト運営部門の役職員に他社のECサイト運営部門の役職員と接点を持たないよう指導している。
- ・ 他社に価格調査システムを提供しているが、法務部門等において公正取引委員会の公表資料や欧米の裁判例等を収集して社内では対応を検討するとともに、開発部門に対して定期的に研修を行い、注意喚起に努めている。

...など

労務費等の転嫁に係るコンプライアンス態勢の整備・運用（第2の1(2)に記載を追加）

➤ 労務費等の転嫁に係る最近の動きについても独占禁止法違反リスク評価に反映させた上で、適切な対応につなげていくことが重要。

【好取組事例】



- ・ 取引先との定期的な価格協議の実施等に係る具体的な行動例・ポイントを取りまとめたマニュアルを作成し、社内に展開している。
- ・ 調達部門内に価格転嫁の推進に係る専任部署を設置している。
- ・ 労務費等の転嫁に関するチェックリストを作成し、調達部門における自己点検と法務部門による監査を実施している。
- ・ 取引先からの通報窓口を調達部門とは別にコンプライアンス部門内に設置している。

...など

私的独占や不公正な取引方法の未然防止・早期発見等のための取組（第2の1(3)、2(3)に記載を追加）

➤ 役職員の意識・知識の向上に努めるとともに、法務部門や顧問弁護士、公正取引委員会への早期の相談につなげることが重要。

【好取組事例】



- ・ 私的独占や不公正な取引方法の説明や自社の事業に照らして注意すべき点、相談先をマニュアルに盛り込み、周知・啓発に努めている。
- ・ 新たな取引スキームの企画・設計段階や新規取引の開始時に懸念を感じた場合には、必ず法務部門に相談するよう呼び掛けている。
- ・ 法務部門による契約書審査の際に取引内容・取引条件を確認し、独占禁止法違反のない取引スキームが実現できるよう担保している。
- ・ 独占禁止法を取り扱う顧問弁護士に相談するとともに、必要に応じて公正取引委員会にも相談するようにしている。

...など

独占禁止法に関する監査におけるAIの活用（第2の3(1)に記載を追加）

➤ 監査担当部署の負担軽減や監査の精度の向上のため、メールモニタリング等の際にAIを活用することも考えられる。

＜AIを用いたメールモニタリングの流れ＞



【好取組事例】



- ・ 作業効率の改善と精度の向上を目的としてAIを導入したところ、役職員が目視で確認しなければならないメールが大幅に減少した。
- ・ 教師データの作成に当たっては、社外弁護士等と協議して選定したキーワードを用いて重要性が高いメールを検索している。
- ・ 重要性が高いメールの見逃しを防ぐため、ランダムサンプリングにより抽出したメールを担当者において目視で確認している。
- ・ AIによるスコアリングの精度を向上させるため、外部委託先事業者と定期的にミーティングの場を持っている。

...など

中小企業における独占禁止法コンプライアンスに関する取組（第2の1から4に記載を追加）

➤ 以下の「ポイント」を参考に、中小企業においても、独占禁止法コンプライアンスに取り組むことが望ましい。

項目			ポイント
全般 (第2の1)	(1)	経営トップ	➤ 業界団体等における研修会等に積極的に参加するなどして独占禁止法に関する情報収集に努めるとともに、独占禁止法コンプライアンスに関するメッセージを役職員に発信・伝達していくことが重要。
	(2)	リスク評価	➤ 中小企業においても独占禁止法違反リスクを識別・分析・評価して対応につなげていくことが重要。
	(3)	基本方針・手続	➤ 独占禁止法コンプライアンスに関する基本方針について、自社の経営方針に明記するなどして役職員に浸透させることが望ましい。
	(4)	組織体制	➤ 独占禁止法コンプライアンスの推進のため、コンプライアンス責任者又は担当者を選任又は明確化することが望ましい。
	(5)	一体的な取組	➤ 中小企業がグループ企業を形成して事業活動を行っている場合も、グループ単位で一体的に独占禁止法コンプライアンスを推進していくことが必要。
未然防止 (第2の2)	(1)	接触ルール	➤ 競争事業者との接触に関する方針を明確化した上で、可能な範囲で、競争事業者との接触に係る申請・承認・報告等に関するルールを整備・運用することが望ましい。
	(2)	社内研修	➤ 社内コミュニケーション等を通じて独占禁止法コンプライアンスの重要性を共有する、業界団体等における研修会等に役職員を参加させるなどして知識・理解の向上に努めることが望ましい。
	(3)	相談体制	➤ 顧問弁護士がいる場合には、当該弁護士に相談することが考えられるが、顧問弁護士がいない場合には、身近にいる弁護士で独占禁止法に関する相談対応が可能な弁護士をあらかじめ探しておくことが望ましい。
	(4)	懲戒ルール	➤ 独占禁止法違反行為への関与等が懲戒処分の対象となることを就業規則や懲戒規程等に明記して周知することについては、中小企業においても対応できるものと考えられる。
早期発見等 (第2の3)	(1)	監査	➤ 営業日報の記載や経費精算の記録を確認する際に独占禁止法上の問題の有無を確認するなど、日々の事業活動の中で、可能な範囲で独占禁止法の観点からのモニタリングを行うことが望ましい。
	(2)	内部通報	➤ 匿名での通報が可能な意見箱を設けるなどして内部通報を受け付けるほか、上司への報告・相談がしやすくなるよう、風通しの良い組織風土の醸成や社内コミュニケーションの強化に取り組むことが望ましい。
	(3)	社内リニエンシー	➤ 中小企業においても、独占禁止法違反行為の自主的な申告及び社内調査への協力を促進する観点から、社内リニエンシー制度を導入することが考えられる。
	(4)	有事対応	➤ 顧問弁護士がいる場合には、当該弁護士に対応を依頼することが考えられるが、顧問弁護士がいない場合には、身近にいる弁護士で独占禁止法に関する対応が可能な弁護士をあらかじめ探しておくことが望ましい。
プログラムの定期的な評価とアップデート (第2の4)			➤ 中小企業においても、定期的に自社の独占禁止法コンプライアンスプログラムの実効性を評価・アップデートしていくことが重要。



公正取引委員会
Japan Fair Trade Commission



参考資料

参考① 過去の独占禁止法コンプライアンスに関する調査報告書の一覧



公正取引委員会
Japan Fair Trade Commission

公表時期	タイトル	主な調査対象
平成18年 5月	企業におけるコンプライアンス体制について —独占禁止法を中心とした整備状況と課題—	東証一部上場企業 (1,696社)
平成19年 5月	建設業におけるコンプライアンスの整備状況 —独占禁止法を中心として—	大臣許可業者 (1,700社)
平成20年 5月	外資系企業等におけるコンプライアンスの整備状況及び弁護士の立場からみた 企業コンプライアンスに関する調査 —独占禁止法を中心として—	外資系企業 (1,466社)
平成21年 3月	企業におけるコンプライアンス体制の整備状況に関する調査 —独占禁止法改正法施行（平成18年 1月）以降の状況—	東証一部上場企業 (1,738社)
平成22年 6月	企業における独占禁止法に関するコンプライアンスの取組状況について —コンプライアンスの実効性を高めるための方策—	東証一部上場企業 (1,684社)
平成24年11月	企業における独占禁止法コンプライアンスに関する取組状況について	東証一部上場企業 (1,681社)
平成27年 3月	我が国企業における外国競争法コンプライアンスに関する取組状況について ～グローバル・ルールとしての取組を目指して～	東証一部上場企業 (1,814社)
平成28年12月	事業者団体における独占禁止法コンプライアンスに関する取組状況について	事業者団体 (1,041団体)
令和 2 年 6月	協同組合等における独占禁止法コンプライアンスに関する取組状況について	協同組合等 (1,781組合)
令和 5 年 6月	排除措置命令における再発防止策に関する効果検証報告書	過去に不当な取引制限 に係る排除措置命令等 を受けたことのある 事業者のうち719社
令和 7 年 6月	企業における独占禁止法コンプライアンスプログラムの整備・運用状況 に関する実態調査報告書	東証プライム上場企業 (1,643社)

参考② 本ガイドの作成に当たり参照した各国・地域競争当局等のガイド等

【国際機関等】

機関等名	発行者	公表時期※	タイトル
ICC	International Chamber of Commerce	2024年	Antitrust Compliance Toolkit Second edition
OECD	Organisation for Economic Co-operation and Development	2021年	Competition Compliance Programmes
ICN	International Competition Network Advocacy Working Group	2021年	Report on Competition Compliance
ASEAN	Association of Southeast Asian Nations Secretariat	2018年	Competition Compliance Toolkit for Businesses in ASEAN

【各国・地域競争当局】

国・地域名	発行者	公表時期※	タイトル
韓国	Korea Fair Trade Commission	2025年4月	公正取引自律遵守制度（CP）の運用・評価に関する規定 (공정거래 자율준수제도 (CP) 운영·평가에 관한 규정)
米国	U.S. Department of Justice Antitrust Division	2024年11月	Evaluation of Corporate Compliance Programs in Criminal Antitrust Investigations
	U.S. Department of Justice Criminal Division	2024年9月	Evaluation of Corporate Compliance Programs
中国	State Administration for Market Regulation	2024年4月	事業者のための独占禁止法遵守ガイド (经营者反垄断合规指南)
カナダ	Competition Bureau	2024年1月	Guidance on the core principles of a credible and effective compliance program
フランス	Autorité de la concurrence	2022年5月	Framework document of 23 May 2022 on competition compliance programmes
英国	Competition and Market Authority	2020年9月	Competition law risk: a short guide
スペイン	Comisión Nacional de los Mercados y la Competencia	2020年6月	ANTITRUST COMPLIANCE PROGRAMMES GUIDELINES
ペルー	Instituto Nacional de Defensa de la Competencia y de la Protección de la Propiedad Intelectual	2020年3月	GUIDELINES ON COMPETITION COMPLIANCE PROGRAMS
メキシコ	Mexican Federal Economic Competition Commission	2019年8月	Recommendations for complying with the Federal Economic Competition Law
イタリア	Autorità Garante della Concorrenza e del Mercato	2018年9月	GUIDELINES ON ANTITRUST COMPLIANCE
インド	COMPETITION COMMISSION OF INDIA	2017年5月	COMPLIANCE MANUAL FOR ENTERPRISES
ブラジル	Administrative Council for Economic Defense	2016年1月	GUIDELINES COMPETITION COMPLIANCE PROGRAMS
マレーシア	Malaysia Competition Commission	2013年9月	THE COMPETITION ACT 2010 COMPLIANCE GUIDELINES
チリ	National Economic Prosecutor's Office	2012年6月	COMPETITION LAW COMPLIANCE PROGRAMS
欧州連合	European Commission	2012年	Compliance matters

※ 公表時期は初出時期又は最終改訂時期を記載。